

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

令和3年上半期休業災害36人（速報値）
— 前年同期比10人増加！ —

名瀬労働基準監督署管内で令和3年1月から6月までに発生した休業4日以上
の労働災害は、前年同期より10人増加し36人（速報値）となりました。
年齢別では50歳以上が一番多く18人となっています。
業種でみると第三次産業の17人（中でも小売業が8人）が多い状況にあります。
また、事故の型でみると墜落・転落が10人、転倒が7
人と目立っています。

増加の背景として第三次産業を中心に、適切な防止
対策が取られず転倒災害が増加していること、さらには
70歳までの雇用継続措置の導入など高年齢労働者
の雇用促進が進められる中、高年齢労働者に多い転倒
災害の増加していることが考えられます。

厚生労働省では、「転倒災害」を減少させるため
「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。皆さまの職場での転倒災
害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。

全産業	36人
第三次産業	17人
建設業	6人
農林業	3人
製造業	3人

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP！転倒災害プロジェクト」

STOP！転倒 検索

だより
労基署

第166号
R3.7.20

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

新型コロナ特別労働相談窓口
鹿児島労働局
雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

☆☆ 高校生等を使用する事業主の皆さんへ ☆☆
— 年少者にも労働基準法等が適用されます！ —

高校生等を、夏休み期間中に臨時的に使用される事業主もあると思います。
18歳未満の年少者を使用する場合にも労働基準法等が適用されます。年少者の健康及び福祉の確保
等の観点から、その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。このような趣旨を十分ご理解い
ただき、特段の配慮をお願いします。

また、中学生は原則使用禁止ですので、重ねてご留意ください。

～重点事項～

- ① アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）でも可。
- ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- ③ アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- ④ アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金
から控除することもできません！
- ⑤ アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違
反する減給制裁はできません。

※ 詳しくはポータルサイト「確かめよう 労働条件」 (<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)

☆☆ 労働保険年度更新の手続きについて ☆☆

令和3年度の労働保険年度更新手続きは6月1日（火）～7月12日（月）まででしたが、まだ、
手続きをされていない事業場につきましては、速やかに申告書の提出をお願いいたします。

お問い合わせ先 名瀬労働基準監督署 労災課 0997-52-0574

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！